

## ワクチン接種に係る訪問介護費用の助成について

### 1 目的

国通知により要介護者が、新型コロナウイルスワクチン接種のため集団接種会場等へ移動する手段として介護保険サービスの利用が可能となった。しかし、ワクチン接種のために訪問介護（通院・外出介助）を利用し、支給限度額を超えた場合には、当該利用分は全額自己負担となるため、その費用を補助することにより経済的負担の軽減を図る。

### 2 対象者

要介護認定者のうち、ワクチン接種のため介護保険サービス（訪問介護）を利用することにより、当該月のサービス利用が支給限度額を超えるもの

### 3 内容

ワクチン接種のため接種会場等への移動に訪問介護を利用した費用の一部助成  
（1回当たり最大2時間 30分につき1,500円を上限とする）

### 4 実施スケジュール

申請受付：令和3年6月中旬開始（令和3年5月分以降の利用を対象とする）

支給時期：令和3年7月以降 事業期間：令和3年度

### 5 申請手続等

利用者が担当ケアマネジャーを通じて申請する。

審査認定後、利用者個人口座へ助成額を振り込む。